

尾張旭市監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき  
実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成27年11月30日

尾張旭市監査委員 牧 野 一 吉

## 定例監査報告書

### 1 監査の種類

定例監査

### 2 監査の対象

会計課

### 3 監査の期間

平成 27 年 9 月 25 日から平成 27 年 10 月 29 日まで

### 4 監査の方法

平成 27 年度(平成 27 年 8 月 31 日現在)における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

### 5 監査の結果

課所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。

## 定例監査報告書

### 1 監査の種類

定例監査

### 2 監査の対象

議会事務局議事課

### 3 監査の期間

平成 27 年 9 月 25 日から平成 27 年 10 月 29 日まで

### 4 監査の方法

平成 27 年度(平成 27 年 8 月 31 日現在)における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

### 5 監査の結果

課所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### 6 指摘事項

市議会だより印刷請負業務において、契約準備行為として前年度に施行伺いが行われているが、この業務の内容から判断すると会計年度の始まる 4 月 1 日以後に起案する必要がある。

## 定例監査報告書

### 1 監査の種類

定例監査

### 2 監査の対象

消防本部（総務課、予防課、消防署）

### 3 監査の期間

平成 27 年 9 月 25 日から平成 27 年 10 月 29 日まで

### 4 監査の方法

平成 27 年度（平成 27 年 8 月 31 日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

### 5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。